

2011年1月12日

意見書

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

氏名 「日韓会談文書・全面公開を求める会」事務局次長

李 洋秀(イー・ヤンス)

李 洋秀



略歴は最後に添付

一 はじめに 一 意見書の提出にあたり 一

当人は現在、「日韓会談文書・全面公開を求める会(以下、「求める会」と略す)」事務局次長を務めているが、1951年から始まり1965年の条約締結まで続いた日韓会談は、1951年生れの当人にとって、他人事ではないどころか、そこで扱われた議題は、退去強制条項を含む在日韓国人の永住権問題や民族教育、健康保険や年金、生活保護等、福祉問題、そして1959年から始まった北朝鮮への帰還問題等、枚挙に暇がないほど、当人の歴史とまったく重るものである。

当人は、2004年7月、韓国KBSテレビで日韓会談に関する番組を制作した折、当人名義で外務省に対し文書公開の請求をした事から、日韓会談文書の情報公開にも携わることとなった。

2005年8月、韓国政府は約3万5千頁の外交文書公開に踏み切ったが(一部は同年1月に公開)、日本側はまったく公開するような様子を見せなかつた。自然と「韓国側が公開したのに、なぜ日本政府は隠し続けるのか?」と日韓の市民たちが集まって、同年12月「求める会」が結成されるに至つた。

当然、当人も会の活動に参加することになるが、当面最も求められたのは、韓国側が公開した資料の翻訳作業であった。韓国語の翻訳、通訳を生業とする当人にとっても、会談開始時の文書は手書きされた文書を写真で記録したものであったことから、その翻訳は、判読することすら困難で非常に大変な作業だった。しかし、当人が翻訳した約7千頁は、求める会のホームページ <http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>で世界中に公開され、多くの学者や研究者たちに利用されている。

2006年12月、求める会では、韓日会談文書の公開を求めて東京地裁で裁判を起こし、翌2007年12月、同地裁では「外務省が公開まで2年もの期間が必要というのは怠慢であり違法である」との判決が下され、裁判所により韓日会談文書の早期開示が求められた。

そして遂に2008年5月までに外務省は、6次にわたり約6万頁近い文書を公開する。しかし残念なことに、墨塗りで不開示や、完全に非開示で、一体何頁あるのかすら判らないものが25%も含まれていた。また2次に公開されたものは、当時韓国で発行された新聞や雑誌を外務省が訳しただけで、外交文書といえる分類に属するものではない。

そして3次公開の文書105などは、当然、会議録が存在してしかるべきであるにもかかわらず、会議録の代わりにその5年後に作成された鶴田事務官の回顧録に差し替えられていた。この1965年6月11日に開かれた法的地位委員会第39回会合の詳しい内容は、韓国側文書1458の90頁にあるが、日本側八木入管局長の「韓国人と中国人に対しては、強制退去に対する引き受けについて信じられない」との差別的発言に対しして、韓国側李炯浩(イ・ギョンホ)代表が「これは韓国人を侮辱するもので、こんな侮辱的な規定を受けてまで、会談代表として留まれない」と抗議して気色ばむ場面がある。

また、後述するが、国立公文書館つくば分館にある日韓請求権問題参考資料（第1～4分冊）（国立公文書館でも非開示となっている）「経済協力・韓国105」②65-0001-12698（国立公文書館で開示中）等は、日韓会談関連文書の中で最も重要なものなのに、この6万頁1916個に及ぶファイルの中には含まれていない。

このように外務省が開示した文書の裏には、現存しているのに、まだ隠しているものがどれ程多いのか（公開していないのだから当たり前だが）、想像すらできない。

ファイルの存在だけは明らかした文書379「韓国國宝古書籍目録 日本各文庫所蔵」や文書381「日本所在 韓国國宝美術工芸品目録」等は、ファイルの題名以外完全非開示なのに、同じ外務省管轄の外交史料館に行けば、自由に閲覧、複写（一部に不開示部分あり）できる。従って会としても、入手して持っている。

そして外務省が不開示した多くの部分は、韓国側の文書のみならず、日本側文書の他の所で紹介されてたり、新聞や書籍等、既に世間に広く知られているものが多い。

日本の情報公開を求める裁判には、インカメラという制度がないので、ただ一般的に日韓会談の両国側文書といえば、同じ日の会議を双方が記録していて、それぞれ違う表記をしていると思いがちである。勿論、そういう表現の異なる会議録の類のものも公開された文書に含まれてはいるが、国民を疎外した密室外交にしないためには、逆にそういう会議録が開示されることが必要である。

しかし、本件の意見書ではそういうものに触れず、外務省が不開示にした墨塗り部分について、他で広く知られていたり、または日本側が既に公開していたりして、まったく隠す必要がない10個ほどの文書を例として指摘してみた。

この意見書の目的は、日韓会談で議論された内容を吟味すること（不開示情報を暴くこと）が直接の目的ではなく、密室政治ではない広く国民に開かれた民主的な社会を築くべく、主権在民の憲法の精神や、情報公開法の目的にも照らし、外務省（国側）の不開示が如何に杜撰で、隠す必要がないどころか、どんどん公開して「国民の的確な理解と批判」が受けられるようにするべきと主張するところにあるものである。

二 既に開示されている文書の例

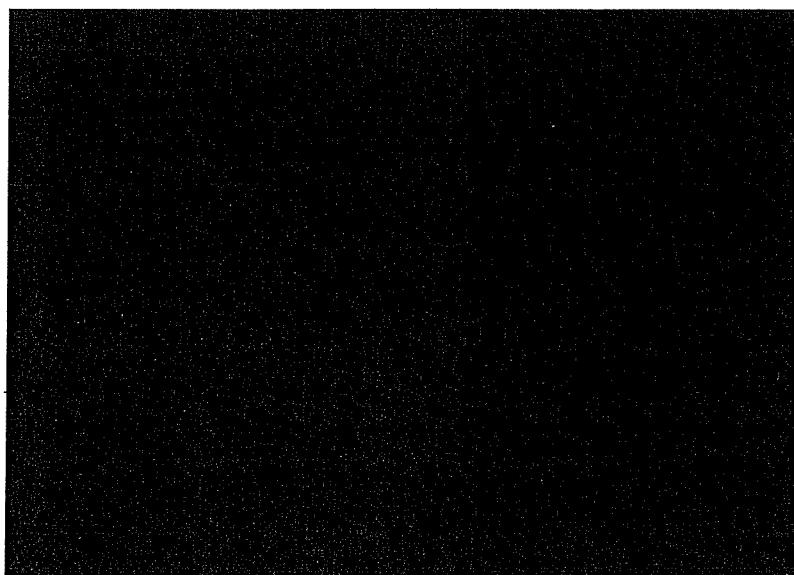
なお、国側の不開示部分についても、わかりやすくするため基本的にその部分を引用したが、国側、原告側共に、文書番号と頁数から不開示個所を確認できるので、一部は引用を省略したものもある。

1、国側準備書面(6)39 頁(44)焼却日銀券（文書 1297, 乙第 212 号証, 番号 46)について、国側は「韓国内にあった日銀券が焼却されたことに伴って生じ得る問題について政府部内で検討した内容等が記載」されていて、この「日銀券焼却問題は、南北分断前に発生した問題であるうえ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることに照らすと、上記の情報が公になれば、当時の日本政府の試算や対応策が明らかになり、上記事項に関する我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである」と、不開示した措置が正当であると主張する。

A、同じ文書は日本側文書 374 の 14 頁でもやはり墨塗りにされている。ただこちらの方は、具体的な数字の羅列に入る前の文章は、そのまま露出している。だが、文書 1297 の 9 頁は日付以外がすべて墨塗りである。ここでは文書 374 の 14 頁を紹介する。

November 14, 1947

The undersigneds, hereby, certify that the following amount of
the Japanese currencies have been duly destroyed during the
period from November 8th to November 13th, 1947, at the furnaces
of the Bank of Chosun and of the U.S. Publishing House, located
in Seoul, Korea.



B、ところがまったく同じ文書が韓国側文書 749 の 79 頁に含まれている。米軍の立会いのもとに、日銀からも人を呼んで日本の紙幣を燃やした GHQ 側の文書であるであるから、日韓まったく同じ内容のもので次元が違わないものである。そのような GHQ の文書を墨塗りする権限が日本の外務省にあるのかはさて置き、果たして、これが日本政府の「手の内」であるかどうか極めて疑わしいと言わざるを得ない。

November 14, 1947

The undersigned is, hereby, certifying that the following amount of the Japanese currencies have been duly destroyed during the period from November 8th to November 14th, 1947, at the furnaces of the Bank of Chosun and of the M/G. Publishing houses, located in Seoul, Korea.

| | |
|--------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1. The Bank of Japan Notes..... | 239,905,979.00yen |
| 2. Japanese Government Currency Notes | 11,300,042.90yen |
| 3. Japanese Military Currencies..... | 23,805.00yen |
| 4. The Central Reserve Bank of China Notes yen value..... | 43,506,61yen |

For The U.S.A. Military Government in Korea:

For The General Headquarters, SCAP:

For The Bank of Chosun: (Soon Ju Choi, Director)

For The Bank of Japan: (F. Nakajima, Chief,
General Managing Director,
Issue Dept.)

ちなみに日本側が墨塗りにした部分を翻訳すると以下の通りである。

- 「1.日本銀行券 ¥239,905,979.00
- 2.日本政府紙幣 ¥11,300,042.90
- 3.日本軍票 ¥23,805.00
- 4.中国中央儲備銀行券 円貨 ¥43,506.61

在韓米国軍政庁

進駐軍総指令本部

朝鮮銀行(崔スンジュ総裁)

日本銀行(F 中島チーフ、ゼネラル・マネージング・セクション)」

2、国側準備書面(8)33頁(28)日韓会談における五議題(文書 1518, 乙第 298 号証; 番号 154)から②20頁(-19-)約1行分の不開示部分について、国側は「対日請求権に基づいて韓国が要求する特定項目について政府内部で試算した具体的な金額が記載されている」から不開示にする、と主張する。

A、日本側文書 525 の 55 頁及び日本側文書 1594 の 17 頁でも、同じ場所が墨塗りになっている。

B、しかしこれは 1953 年 5 月 28 日に双方が交わした AIDE-MEMORIE(備忘録)であり、まったく同じ物が韓国側文書の中に存在する。

備忘録である以上、例え筆記かタイプ印刷か程度の違いがあったとしても、双方が完全に同じ物を共有しているのである。

そして一方の韓国側がこの文書を既に公開して一般に知られていて、インターネット等で簡単に誰でも全世界で閲覧できる物を外務省が隠す必要は何もないし、もう既に広く知られている。

甲 1 4 3 号証の 8 よりれば、この不開示情報の原文は韓国側で日本語の文書として作成されており、韓国側が書いて日本側に渡した情報を双方で共有していると思われる。

したがって、この文書は日韓でまったく同じ物が共有されているのだから、完全に同じ物で、何一つ「次元」は違わないのである。

そして韓国側文書 718 の 215 頁から外務省が隠した約 1 行の中身は、「**韓国人官吏に対する恩給等諸未払金。(日本恩給局によれば約 5 億円)**」であると判明した。

次頁に原文の該当部分を紹介する。日本語の文章なので、翻訳の必要がないことは言うまでもない。

またその前後から「3. の A の部」と「B の部」で隠している会社名も、それぞれ「朝鮮電業株式会社、京城電気株式会社、南朝電気株式会社、西鮮合同電気株式会社、農地開発営団株式会社、馬事会種馬代金前渡金」と「朝鮮食糧営団、水利組合連合会、農地開発営団」であると確定できる。

これらは植民地における公的な機関であり、いわゆるプライバシーで保護されるべき対象ではない。したがって植民地清算問題に深く関わる、これらの会社名を隠蔽すべき理由は、世界的に認知されている公文書公開の 30 年原則からも、戦後 65 年を経過した今日、どこにもない。

韓国文書記官 路由にて 隨時御報告会被下度

D. 部 (償還事項)

正式提示書留保付請求権項目及概算金額

1. 韓国人官吏に対する恩給等請求権

(日本恩給額はこれまで約5億円) 15 件

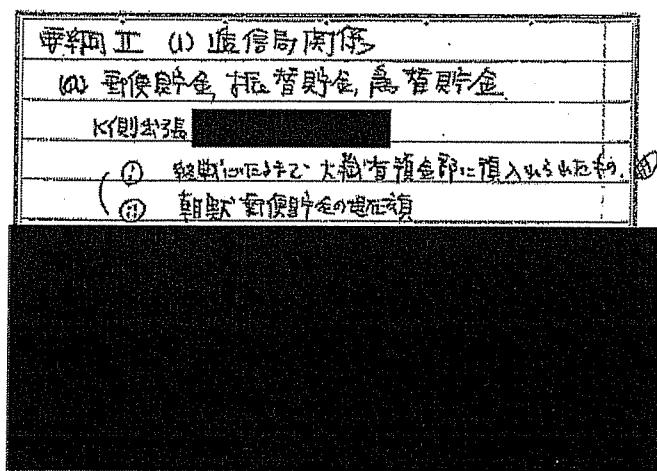
2. 第3國 所在の韓国人(法人支金亦)財産回収又は補償

方法 13 件

3. a. 日本法人に対する韓國內金融機關の滞り債金

509,461,246 円

- 3、国側準備書面(9)11頁(6)日韓会談請求権関係の審議(文書 1735, 乙第 335 号証, 番号 200)から②4頁(-4-)13行目の不開示部分に関して、「(i)郵便貯金、振替貯金、郵便為替(韓国側主張額 1,197 百万円、……)」とあり、「……」の部分、約 1 行分が墨塗りで隠されている。
- A、文書 1735 の不開示部分の検討に入る前に、先に日本側文書 1358 の 37 頁を紹介する。ここでは、韓国側の主張額すら隠している。
- 韓国側が主張する金額は、他の日本側文書ではほとんど露出しているのに、なぜここで隠すのか、まったく理解できない。



- B、日本側文書 1367 の 3 頁(表記上であり、不開示等により実際は 2 頁。以下 -2- のように表記する)でも、「1945 年 8 月 9 日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済(1)通信局関係(a) 郵便貯金、振替貯金、郵便為替の項、一番下の行に「なお韓国側はこの関係の受取勘定を……円としている。」とあり、「……」の部分、約 5 文字(全角基準なので半角数字ならその倍)が墨塗りしてある。
- C、しかしまず、この文書 1735 の 4 頁にある韓国側の主張額 1,197 百万円をなぜ上記 A、B、で不開示にするのか?まったく一貫性がない。
- 韓国側文書と照らす必要もなく、他の日本側文書のあちこちに上記 1,197 百万円の金額は露出している。日本側文書 1736 の 8,17 頁には韓国側請求額として 1,198 百万円という数字が並ぶ。

日本側文書 1736 の 8 頁

| | | |
|-----|-------|-----------|
| I | 総督府関係 | |
| A | 通信局関係 | |
| (i) | 郵便貯金等 | 1,198 百万円 |

日本側文書 1736 の 17 頁

總督府關係
及總理局關係
(a) 郵報及全郵

卷之三

ここで当初の文書 1735 の 4 頁の 1,197 百万円と、この二つの文書にある 1,198 百万円との 1 百万円差が少し気になるが、より詳しい統計から四捨五入による差であって、同一なものであることがよく分かる。

同じく日本側文書 1736 の 27 頁には、この金額が 1,197,725,743,109 円（三つの項目を足すと 1,197,725,743,107 円なので、1 円の桁の 9 は 7 の誤記と思われる。他の書類には 7 となっている）とあり、1,197 百万円と 1,198 百万円の間の金額の差は、四捨五入の仕方ひとつで変わるが、まったく同一なものであることは明らかである。

同じく日本側文書 1736 の 40 頁や韓国側文書 752 の 43 頁にも 1,197,725,743,107 円の記載があり、金額が完全に一致する。(前記 1736 の 27 頁の 9 円を除いて)

日本側文書 1736 の 40 頁

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| もくじノタメ年々月 当現在の日本政府の 対朝鮮総督府債務の弁 償を請求する】 ④ 通信局関係 〔4〕 通信局金振替金 金為替貯金等 | 大政省預金部にノタメ年々月ノ末日現在預入された金額のうち韓國 人分請求、韓国人分に対する計算は、人口比例、人口數、過去の実績 による。 |
| 郵便貯金 | 円 1,019,633,809,327 |
| 振替貯金 | 円 111,054,064,022 |
| 郵便為替 | 円 570,528,427,58 |
| 合 計 | 円 1,191,212,374,107 |

D、なお、これらの数字は元々韓国側から出たものなので、韓国側文書と数字が一致するのは当たりだが、韓国側文書 752 の 43 頁がそれに該当する。

なお文面中「中韓国人分」の語彙は、「中国・韓国」の意ではなく、韓国語で「その内、韓国人の分」という意味である。

| 韓 国 側 | | | |
|---------------------|-------|-----|---------------------|
| 郵便貯金 | 1,158 | 百萬圓 | 1,019 |
| (1,158,633,809,327) | | | 百萬圓 |
| 振替貯金 | 126 | 中 | 111 |
| (126,199,054,022) | | 算 | |
| 郵便為替 | 76 | 國 | |
| (76,199,374,258) | | 人 | 67 |
| 合 計 | 1,361 | 分 | 1,197 |
| (1,361,051,980,803) | | | (1,191,212,374,107) |

E、ところが同じ韓国側文書 752 の 44 頁には、日本側が主張した数字がそのまま載っている。

| | | | |
|------|--------------|------------------|------------|
| 郵便貯金 | 1,123,183 千円 | この中で、日本人に支払われた金額 | 963,171 千円 |
| 振替貯金 | 176,809 千円 | | 3,520 千円 |
| 郵便為替 | 1,671 千円 | | 12,672 千円 |
| 合計 | 1,301,663 千円 | | 953,363 千円 |

| 日 本 側 | |
|--------------|-------------------------------|
| 1,123,183 千円 | 963,171 千円 |
| 176,809 | 이간데 日本人 에게 支拂る 金額 3,520 |
| 1,671 | 12,672 |
| 1,301,663 | 953,363 |

F、そして韓国側文書 763 の 55~56 頁には韓国側主張として、

「(1) 郵便貯金、郵便為替及び振替貯金

- (イ) 1945 年 9 月 15 日現在韓国(旧朝鮮)から本 3 項目の名目下に、日本政府を相手に預金されていた韓日人分総額約 14 億円の内、韓人分の返済を請求する。(専門家会議で韓人分総額として 1,361,051,980.14 円を提示した)
- (ロ) 同総額の内、韓日人分比率を当時の人口比例、口座数及び預金実績を考慮して決定する。(専門家会議で韓日人分比率として 0.88 : 0.12 を提示した)」と記述した右側に、日本側の主張金額が記載してある。

「(1) 郵便貯金、郵便為替及び振替貯金

- (イ) (返済余否に対する具体的な言質を回避するが、原則上、返済するという態度である)
 - (専門家会議で総額として 1,301,663,000 円を提示した)
- (ロ) 日本側は 3 個名目として、韓国から引揚げた日本人に相当な金額を支払ったと主張した。(専門家会議で 1945 年 10 月 1 日以後日本人に支払った金額として 953,362,000 円 [752 の 44 頁との千円の差はやはり四捨五入の差であろう] を提示した。したがって総額から日本人に対する支払い額を差引きした金額、347,800,000 円を基礎に韓人分を算出しなければならないという主張である)」(翻訳・筆者)

韓国側文書の原文 763 の 55~56 頁

(1) 우편금, 우편액 및 전기 수금

(2) 1945년 8월 1일 현재 금액

(주 48) 이전 100만 원에

금액이며 일부정부를 포함한

영국영령 영국영화 및 영국

영국영화 영국영화 및 영국

영국영화.

(영국영화 영국영화 및 영국영화

총금액으로서 1,263,051,980.24

원 (48)

(3) 8월 1일에는 우편금

금액은 영국영화, 영국영화 및

영국영화 영국영화 및 영국

영국영화.

(영국영화 영국영화 및 영국영화

는 8월 1일에는 0.890.138.

(48)

(1) 우편금, 우편액 및 전기 수금

(2) 1945년 8월 1일 현재 금액

영국영화 영국영화 및 영국영화

영국영화

(영국영화 영국영화 및 영국영화

1,301,663,000원을 (48))

(4) 8월 1일에는 우편금

영국영화 영국영화 및 영국영화

영국영화 영국영화 및 영국영화

739

(영국영화 영국영화 및 영국영화

영국영화 영국영화 및 영국영화

는 8월 1일에는 0.890.138.

(48))

영국영화 영국영화 및 영국영화

これで韓国側文書 752 の 44 頁にあるように、1,301,663 千円から日本人に支払われた金額 953,363 千円を差引いた金額 347,800 千円を当時、日本側が主張していたことが分かる。

したがって 1、文書 1735 から②4 頁(-4-)13 行目の不開示部分

(i)郵便貯金、振替貯金、郵便為替(韓国側主張額 1,197 百万円、……)の
(……)墨塗り部分の中身は、(日本側主張額 3 億 4780 万円)である。

韓国側文書と日本側文書において、韓国側の主張金額が完全に一致する以上、日本側が要求した金額に違いがあるとは思えない。また単純な数字の羅列だけで、主觀が入ったり表現が違うこともあり得ず、まったく次元が違わない。

4、国側準備書面(9)11 頁(6)日韓会談請求権関係の審議(文書 1735, 乙第 335 号証, 番号 200)から②4 頁(-4-)15 行目の不開示部分に関して、

「(ii)朝鮮簡易生命保険及び郵便年金(韓国側主張額 135 百万円、……)」
とあり、「……」の約 1 行分が不開示になっている。

A、この朝鮮簡易生命保険及び郵便年金の日本側主張額に関しては、日本側文書 376 の 24 頁でも不開示だが、(i)郵便貯金、振替貯金、郵便為替と同じように日本側文書 1358 の 37 頁では、韓国側の主張額を含めて全て隠している。また日本側文書 1367 の 3 頁でも、韓国側の計算額を不開示にしている。

B、しかし日本側文書 1736 の 29 頁には「朝鮮簡易生命保険及び郵便年金の韓国側主張」として、上の 135 百万円の細かい詳しい数字 135,444,445 円 51 銭がある。のみならず、その内訳まで細かく記載してある。

| 朝鮮簡易生命保険及び郵便年金 | | | |
|---------------------------------------|-----------------|-----|------------------------|
| 韓国側主張額 | | | |
| (1) 朝鮮簡易生命保険及び郵便年金(1945 年 9 月 15 日現在) | | | |
| 簡易生命保険 | | | |
| 韓国人 | 116,945,340.032 | 日本人 | 10,164,701.980 |
| 合計 | 127,109,041.012 | 合計 | 116,945,340.032 |
| 金額 | 120,330,000.000 | 金額 | 11,600,000.000 |
| 計 | 131,730,000.032 | 計 | 11,730,000.032 |
| (2) 朝鮮簡易生命保険及び郵便年金(1945 年 8 月末現在) | | | |
| 簡易生命保険 | | | |
| 韓国人 | 12,512,874.75 | 日本人 | 12,267,543.7400 (41.6) |
| 合計 | 24,779,418.49 | 合計 | 24,535,083.49 |
| 金額 | 24,330,000.000 | 金額 | 24,000,000.000 |
| 計 | 48,669,418.49 | 計 | 48,535,083.49 |
| (3) 朝鮮簡易生命保険及び郵便年金(1945 年 9 月末現在) | | | |
| 韓国人 | | | |
| 白本人 | 148,340,050.012 | 日本人 | 14,840,050.012 |
| 合計 | 163,180,050.012 | 合計 | 16,840,050.012 |
| 次頁不開示 | | | |

C、そして韓国側文書 752 の P43~44 には双方の数字が出ている。

「(C) 簡易生命保険及び郵便年金関係

韓国側主張 保険、年金の掛け金の内、大蔵省預金局に 1945 年 9 月 15 日現在積立金、余裕金の名目で預入れられた金額の内、韓国人分を請求総額 148 百万円(148,840,050 円.012 銭)の内、韓国人分 135 百万円(135,444,445 円 51 銭)」

韓国側文書 752 の 43 頁 韓国側主張

| | |
|------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ④ 簡易生命 | 保険、年金内 搾金中、大蔵 |
| 郵便年金 | 省預金部内 ノダムチ年タ月 |
| 年金關係 | ノダ月現在 積立金、余裕金 |
| | 外名目上豆 預入額金額中 |
| | 韓国人分を 請求 |
| 總額 148 百万円、アガウル 韓国人分 135 百万円 (148,840,050.012 円) (135,444,445.51 円) | |

漢字が多いので、ほとんど翻訳しなくても理解できるだろうが、一応書き直すと

「(C) 簡易生命保険および郵便年金関係

保険、年金の掛け金の内、大蔵省預金部に 1945 年 9 月 15 日現在
積立金、余裕金の名目で預入れられた金額の 内、韓国人分を請求
総額 148 百万円(148,840,050 円 012 [ママ] 錢
この内、韓国人分 135 百万円(135,444,445 円 51 錢)
これは日本側文書にある、韓国側の主張金額とぴったり一致する。

そして日本側が主張した金額の記載もある。

「日本側主張 1945 年 11 月 30 日現在総額 124 百万円(124,539,377.132)
44 頁 日本側の主張

| |
|-----------------------------------------------------|
| 1945 年 11 月 30 日 現在 総額 124 百万円 (124,539,377.132) |
|-----------------------------------------------------|

したがって文書 1735 の②4 頁(-4-)15 行目の不開示部分、
「(ii) 朝鮮簡易生命保険及び郵便年金(韓国側主張額 135 百万円、……)」
から、(……)の不開示部分の内容は、(日本側主張額 124 百万円)
であることが判る。

5、国側準備書面(7)の51頁(58)国会に於ける在外財産補償に関する政府答弁等(文書1234, 乙第265号証, 番号118)から④55頁(-54-)の不開示部分は、

「1953年11月の『世界の動き』特集号にのった左記の数字の日本側の額はどのような根拠によったのか。

記

日本が韓国から受け取るべき額
日本が韓国に支払うべき額
差引受取額」の内、

「. . .」の部分、三か所である。

A、ところが、この本「世界の動き」特集号は既に、日本側の4次公開の中で文書番号640として6頁(原本では8頁目)に公となっている。それなのに何故、黒塗りなのか、まったく不可解で理解できない。

B、ところが1953年11月外務省情報文化局発行の雑誌『世界の動き』特集号は一般に市販されており、既に古本市場ではあるが、筆者が簡単に単価500円で入手できたので、該当部分を次に添付する。

不開示の内容が、それぞれ

「約140億円、約120億円、約20億円」であることは、論を待たない。

日本が韓国から受け取るべき額は、日本は韓国に對し請求すべき額を無く請求する問題ですが、その上に上記のとてあれば、ひる人の計算によれば、韓国が支払うべき額は、韓国が金を回二十七億在日日本吉韓國支那銀行の「支那銀行」に於ける預金の額である。

6、国側準備書面(9)11頁(7)日韓会談の請求権問題処理にあたっての問題点、試算額(文書1736、乙第336号証、番号201)から、⑧55頁(-49-)の2か所について、日本側が持ち出した資料説明「朝鮮関係軍人軍属数」の数字が不開示になっている。

A、また、この「朝鮮関係軍人軍属数」は、日本側文書374の25頁(ここには37.1.23北東アジア課という記載がある)、同じく1744の8頁(ここには厚生省援護局と記載されている)、同じく1752の12頁、同じく1914の68頁でも不開示である。

B、しかし韓国側文書750の256頁には、1962年2月13日第6次韓日会談請求権委員会で日本側が提出した文書が複写されており、上で不開示になった数字が明らかになっている。これは韓国側が制作した文書ではなく、日本側が作成し、韓国側に提出したものなので、日韓における次元の相違はない。

朝鮮関係軍人軍属数

| 身 分 | | 復 員 | 死 亡 | 計 |
|--------|-----|---------|--------|---------|
| 陸 軍 | 軍 人 | 89,108 | 5,870 | 94,978 |
| | 軍 属 | 45,404 | 2,991 | 48,395 |
| | 計 | 134,512 | 8,861 | 143,373 |
| 海 軍 | 軍 人 | 21,008 | 308 | 21,316 |
| | 軍 属 | 64,639 | 13,013 | 77,652 |
| | 計 | 85,647 | 13,321 | 98,968 |
| 合 計 | 軍 人 | 110,116 | 6,178 | 116,294 |
| | 軍 属 | 110,043 | 16,004 | 126,047 |
| | 計 | 220,159 | 22,182 | 242,341 |

注1. 本計数は全朝鮮分であり、南北鮮の区別を行なつていない。

2. 本計数には日本在住者を含む。

C、また韓国側文書752の92、94、96頁には、日本側主張として「韓国側は本件請求において生存者に対しても、徴用による精神的苦痛に対する補償を要求しているが、日本側としては被徴用韓人は、当時は日本人と同一な法的地位にあったものとして、日本人に対しては徴用されたという事実だけでは補償措置を取らなかったものなので、被徴用韓人に対して

も同じ取扱を行わざるを得ないと見る。

また死亡、負傷者に対する救護措置に対しては当時の国内法に依拠、支給されなければならないものは既に支給されたが、前記した未払い金として処理されなければならないと見る。

また日本側は『朝鮮関係軍人・軍属数』及び朝鮮人労務者関係の各種資料を提供し必要な説明をしたが、その内主要な数字は次のとおり。

軍人 軍属数

| 総員 | 死亡 | 計 |
|------------|--------|---------|
| 軍人 110,116 | 6,178 | 116,294 |
| 軍属 110,043 | 16,004 | 126,047 |
| 計 220,159 | 22,182 | 242,341 |

(傷病者数は不明である)

集団移入 朝鮮人 労務者数 667,684 人

終戦時 現在数 // 322,890 人」

と文書 750 と同じ数字を載せている。

韓国側文書 752 の
96 頁(縮小コピー)

| 日 本 列 | 備 告 |
|-------------------------|----------------|
| 開示の各種資料を提供する | |
| 必要な書類を提出する | |
| 中止する旨を示す旨 | |
| 軍人 軍属数 | |
| 總員 死亡 計 | |
| 軍人 110,116 | 6,178 116,294 |
| 軍属 110,043 | 16,004 126,047 |
| 計 220,159 | 22,182 242,341 |
| (傷病者数は不明) | |
| 集団移入 朝鮮人 労務者数 667,684 人 | |
| 終戦時 現在数 322,890 人 | |

90

1115

1235-101

D、また 1962 年 2 月 13 日の請求権委員会会議録は、2005 年 8 月 25 日に韓国外務部が日韓会談の文書を公開する前から、既に一般に広く流布している。例えば 1996 年 12 月 20 日に岩波新書から出た高崎宗司著『検証 日韓会談』128 頁には「62 年 2 月 13 日から 27 日にかけて 4 回、『被徴用者等関係専門委員会』が開かれ、・・・日本側が軍人軍属 24 万 2341 人、死亡者 2 万 2182 人・などという数字を挙げた。」とある。(出典:第 6 次韓日会談会議録iv、66 年)。

また 2003 年 2 月に発刊された金英達著『朝鮮人強制連行の研究』307 頁と 334 頁でも、「日本側・韓国関係の軍人・軍属の日本側の数字は、表(別添、「朝鮮関係軍人軍属数参照」)で見るとおり、その総数は 242,341 名であり、そのうち死者が 22,182 名であり、復員者が 220,159 名であり、(中略)この数字は、厚生省にある名簿によって集計したものであり」と、上の数字がそのまま露出している。

E、この総数は 242,341 名という数字がどこまで正確かは定かでないが、同じ韓国側文書 750 の 262 頁には、「日本側が出した数字は、外務省調査月報や引揚げ援護記録に表示されている数字と相当な差異がある」という韓国側の発言が紹介されていて、266 頁では韓国側が 365,000 名という数字を出していったことが分かる。

しかし、ここでは 242,341 名の信憑性を論じるのではなく、当時この数字が出されていたことは、上の諸資料からも確実であり、2010 年の今日、外務省が隠蔽する必要は全くないということを述べたいだけである。

F、次の文書はもう決定的だが、日本側文書 1736 の 33 頁には同じ「(昭和)37 年 2 月厚生省調」として、上の韓国から出た文書とまったく同じ数字が露出している。これは外務省が隠そうとした処を、墨塗りを担当したアルバイトが単にしくじっただけのようだが、全文書のあちこちで不開示にした数字の中身が、韓国側文書から出た中身と同じであることを、はっきりと証明している。

日本側文書 1736 の 33 頁

| 軍人軍属 (昭和 37 年 2 月厚生省調) | | |
|------------------------|---------|---------|
| 平成 17 年 2 月 27 日 | 116,379 | 合計 |
| 復員 | 110,043 | 150,044 |
| 計 | 220,159 | 22,182 |
| | | 242,341 |

- 7、国側準備書面(9)41 頁(40)小坂大臣・ライシャワー大使会談(文書 1800, 乙第 361 号証, 番号 234)の①5 頁 2 か所の不開示部分について、国側は「財産・請求権問題において日本政府が韓国側に提示した具体的な金額が記載されている」からと不開示している。
- A、この同じ数字は、同準備書面(9)42 頁(42)大平大臣・ライシャワー大使会談(文書 1802, 乙第 363 号証, 番号 236)の①4 頁、また同準備書面(9)43 頁(43)在京米大使館からの情報(文書 1806, 乙第 364 号証, 番号 237)の 2 頁 2 か所でも不開示になっており、前後関係から同じ数字と思われる。
- B、また同準備書面(9)55 頁(58)日韓正常化交渉の記録 総説九(文書 1882, 乙第 83 号証, 番号 252)の 9, 36, 60, 102 頁でも不開示になっているが、その内容は、国側の書面に「日韓正常化交渉において最重要懸案事項となっていた財産・請求権問題における解決策として日本政府が韓国政府に供与するとして検討試算した具体的な対処方針」とある。
- C、しかし当時、日本政府が具体的に幾らの金額を提示していたかは、当時の新聞や、韓国側の襄義煥首席代表の回顧録により広く知られていて、韓国政府が文書を公開する 2005 年以前にも、この問題の研究家である高崎宗司氏、太田修氏、吉澤文寿氏らの著書によって既に紹介されている。したがって上のように外務省が必死になって隠す理由も必然性も、どこにもないのであるが以下、数字の中身を証明してみることにする。
- D、上の文書 1882 の 102 頁、1962 年 10 月 22 日の池田総理・金鐘泌会談は、韓国側文書では墨塗りなしに、数字がそのまま露出している。

韓国側文書 796 の 120~121 頁から池田首相の発言

「2. 請求権問題（前略）・・・主要目的であり、韓国が経済再建に切実に必要なら、金額に縛られずに提供できるが、無償援助支払は事実上法的根拠に依拠した純弁済額は、いくら濃く計算しても 7,000 万ドルに過ぎないが、妥結するために相当な考慮をして今回予備会談で 1.5 億ドルを提示したものであり、無償援助でそれ以上を支払うのは日本国民が納得し難い問題なので、とても難しいことだが必ず妥結できるようになるのなら、1.5 億ドルに固執しないでもう少し考慮することはできる。」（翻訳・筆者）

주요 목적이며, 한국이 경제 재건에 충실히 힘을 다하면, 우수에 구애되지 않고
제공할 수 있으나 무상도 부분은 사실상 법적 근거에 의거한 순번제의은 아부리
후바탕 계산이여도 7,000만불을 넘과가지만, 무상하고서 상당한 고수를 확여서
금번 예비 회담에서 1.5억불을 제시한 것의는 무상으로 그 수를 확률하는 것은
일본 국민의 납득하기 어려울 뿐만 아니라, 차기 세 이슈를 위하여 꼭 해결할 수
있게 될다면 1.5억불에 고집을 뒤집고 흡여 고수, 고수는 있다.

E、しかし韓国側の文書を引用するまでもなく、消し忘れたのか日本側文書の中でも、この数字がそのまま露出している。

日本側文書 506 の 90~91 頁(8-302 と表記)には、「4 月 21 日にライシャワー大使は小坂外務大臣と会談した際に、『米国として、今次会談の結果、日韓会談が後退したようになったことに対して失望している。自分としては、日本側の **7,000 万ドル** というのをあまりにアンリアリストイックな数字であり、数億ドルは出さねば解決しないと考える。韓国人はセンシティブでありサイコロジイの問題である』と語った。」とある。

F、同じ文書 506 の 93 頁(8-304 と表記)には、3 月 17 日の第 5 回会談に対する伊闇局長の「日韓交渉の回顧」があり、柳谷北東アジア課首席事務官が「別室で伊闇局長と文哲淳とが会って『請求権の金額を、お前からいえ、そっちからいえではいかん』といふんで、お互に紙に書いてイチ、ニッ、サンで渡そうということにした。その前たしか 1 億ドルという数字が局長の頭にあつたけれども、会談の雰囲気からみて、少しさばを読もうというので、**7,000** と書いて出したら、向こうはちょうど 10 倍の 7 億と書いてきたとかいう・・・』」という記述もある。

G、このように国側がひた隠しにしたがっている日本側が計算した請求権の金額であるが、この数字は 1962 年 1 月当時の大平官房長官の強い指示によって、外務省と大蔵省がそれぞれに計算して数字を出したものだ。

今回、日本外務省が公開した約 6 万頁に近い日韓会談文書のリストの中に含まれていない冊子により、その検討していた数字が明かになった。

その冊子は、1963 年 3 月大蔵省理財局外債課発行の『日韓請求権問題参考資料(未定稿、第二分冊)』であるが、これは神田の古書店の店頭で売られていたものある研究者が購入したものであり、その複写がここにある。

この冊子の 71~72 頁から、當時大蔵省と外務省が、次のような数字を出していったことが分かる。

「4 日本側調査額

○第 6 次会談の始まった頃政府上層部に金額についての見積もりを示せとの強い要望が出されたといわれる情勢の下で、いまだ金額を試算する段階ではなかったが、当時の段階での調査結果をもとに外債課において、①ややかたい推定によるもの(約 300 万ドル)、②あまい推定によるもの(1500 万ドル)、③大幅にあまい推定によるもの(3,000 万ドル)の三本立の試算表を作成し、36 年 11 月 9 日省議にかけたことがあった。

そのまま話は立ち消えになりかけたが、37 年 1 月当時の大平官房長官の強い指示があり、外務、大蔵両省に金額試算を行って提出せよとのことであったので、理財局では前記②の試算の線でとりあえずの試算を行い、(約 16 百万ドル)、主計局にもはかった上、1 月 10 日、大蔵省試算として提出した外務省が作成した金額試算

(約 70 百万ドル)と合わせて、同長官に提出された。両省案の開きが多すぎるのでなんとか調整をはかれと指示されたともいわれるが、調整されないままに終わった。(当時新聞紙上に掲載されたのは、このときの数字である)」

H、このように大事な、日韓会談における資料の中で決定的とも言える、こういう文書の存在をひた隠しにして、「すべて公開した」と開き直る外務省側の態度は、情報公開の精神に著しく背く、国民に対する偽罔であり、不誠実であり、不当であり、不正で、違法である。

近現代史のすべてを隠し通そうという政府の態度は、決して日韓関係にも、対北朝鮮との交渉においても、日本国民に対しても、東アジアの平和に対しても、決してよい影響を与えず、歴史の上に汚点として永遠に残るであろう。

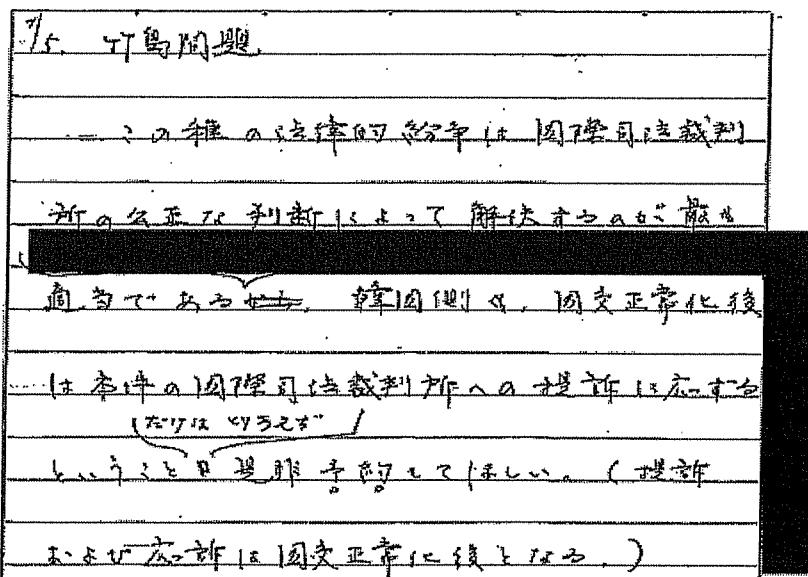
この冊子は外務省が公開したリストの中には存在しない。また第2分冊、一冊は手元にあるが、他の1、3、4分冊は入手する術がない。国立公文書館が所蔵しているが、この第2分冊を含めて、すべて非公開である。

目録だけは公開されているリストを下に掲げる。

- 経済協力・韓国25・日韓請求権問題参考資料日韓請求権問題の概要(第1分冊) [請求番号] 分館-06-024-00・平12大蔵03368100 [作成部局] 国際金融局 [年月日] 昭和38年06月 - 昭和38年06月
- 経済協力・韓国26・日韓請求権問題参考資料(第2分冊) [請求番号] 分館-06-024-00・平12大蔵03369100 [作成部局] 国際金融局 [年月日] 昭和38年06月 - 昭和38年06月
- 経済協力・韓国27・日韓請求権問題参考資料(第3分冊) [請求番号] 分館-06-024-00・平12大蔵03371100 [作成部局] 国際金融局 [年月日] 昭和38年06月 - 昭和38年06月
- 経済協力・韓国28・日韓請求権問題参考資料(第4分冊) [請求番号] 分館-06-024-00・平12大蔵03372100 [作成部局] 国際金融局 [年月日] 昭和38年06月 - 昭和38年06月

8、国側準備書面(3)33頁(23) 大平外相・金部長会談(第2回) (文書 1826, 乙第 77 号証, 番号 41)の 12 頁では、約 2 行が不開示となっていて、その不開示理由は「竹島問題は、日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、「これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的方針等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」ため、不開示としたと説明している。

日本側文書 1826 から 12 頁の不開示部分



A、ところがこの文書は、日本側が韓国側に手渡しているので、まったく同じものが韓国側文書 796 「金鐘泌特使日本訪問、1962.10-11」の 171、179 頁に含まれている。日本側が制作したものなので、韓国側文書と次元が違わないものである。

韓国側文書 796 の 171 頁

5. 竹島問題
この件の法律的紛争は国際司法裁判所
の公正な判断による解決が望ましい
最も適切である。國交正常化之後
は本件の国際司法裁判所への提訴に応じ
されねばならない。國交正常化之後
は本件の国際司法裁判所への
提訴に応じるとソラニとケハヒクオモテ
是非予めしてほしくて是非予めしてほしくて
國交正常化後となる。

不開示の中身は「のみならず、国交正常化交渉の際、双方が面子を保ちつつ困難な問題を一時棚上げする効果もあるので」であると確定できた。

同じ文書 796 の 179 頁(同じ物)

5. 竹島問題

この種の法律的紛争は国際司法裁判所の公正な判断によって解決するが最も適当である。国交正常化交渉の際、双方が面子を保ちつつ困難な問題を一時棚上げする効果をもつて韓国側も、「国交正常化後は本件の国際司法裁判所への提訴に応じる」ということだけはとりえず是非予約してほしい。(提訴及び応訴は国交正常化後となる。)

B、それどころか同じ日本側文書 1826 の 22~23 頁には、まったく同じ文章があり、そこでは上で不開示にされた部分がそのまま露出しているのだから、何のための黒塗りなのかまったく判らない。

不開示の内容が「のみならず、国交正常化交渉の際、双方が面子を保ちつつ困難な問題を一時棚上げする効果もあるので」であることは言うまでもない。

日本側文書 1826 の 22 頁(前頁の韓国側文書と同じ文章)

よ 竹島問題

○ 同 23 頁
この種の法律的紛争は国際司法裁判所の公正な判断によつて解決するのが最も適當であるのみならず、国交正常化交渉の際、双方が面子を保ちつつ困難な問題を一時棚上げする効果もあるので、韓国側も、国交正常化後は本件の国際司法裁判所への提訴に応ずるということだけはとりえず是非予約してほしい。
(提訴及び応訴は国交正常化後となる。)

日韓会談の議題でもなかった竹島(独島)の領有問題だが、日韓併合条約がいつから有効かという基本条約、強制連行労務者の未払い賃金・未収金、軍人・軍属の恩給、在日韓国人の法的地位、文化財の返還問題と並んで、依然として両国間の懸案問題が山積みであり、「完全かつ最終的に解決した」とは程遠い姿を見せている。

外務省は自らのホームページ上でも竹島(独島)の領有権を主張して、その正当性を 10 カ国語に翻訳して主張している。

当裁判の第 2 次訴訟でも、文書 37 をファイルごと完全に不開示にし、ここでもこの程度のことすら隠蔽し、何もアピールできないようでは、自らの主張に何ら説得力も持たないのでないか?

領有権を主張するのなら、このように姑息な形で墨塗りせずに、堂々と公開して主張すればよい。

情報公開の精神に反しているのみならず、国際世論に逆に何かやましい処があるのであればと思わせてしまうものであろう。

9、国側準備書面(9)59頁(63)日韓会談における韓国の対日請求8項目に関する討議記録(文書1914,乙第376号証,番号257)から②64頁～65頁にかけての不開示部分について、国側は「韓国の対日請求8項目それぞれについて日本政府部内で検討及び試算した詳細な金額及び支払の受給者となる人数並びにその試算方法が各記載されている」から不開示にすると主張する。

A、これらは続く10項、被徵用韓国人未収金について、1949年12月21日大蔵省がGHQに報告した英文資料の原本だが、その金額欄がすべて墨塗りされている。下に複写する。

日本側文書1914の64頁、左側の頁

A. Following are made clear on the captioned Part.

| Item of Claim | Amount | Condition at present | Case | Competent Office |
|------------------|--------|-------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------|
| | | | | Personal Sec. of the Hyogo Pref. Govt. |
| | | | | Central Meteorolo- gical Observato- ry Ministry of Transportation. |
| | | | | Takao Local Savings Bureau Ministry of Postal Service. |
| | | | | do. |
| | | | | Forestry Administration Records |
| | | | | do. |
| | | | | Welfare Sec. Osaka Local Postal Service Bureau. |

B. Following figures show funds held by the Imperial Household Office against Korean Nationals. The claims should however, be regarded as claims not against Japanese Government, but against Emperor, because the old Imperial Household Department was not a administrative government agency under the old Constitution. (These funds are liabilities against employees of "R" Imperial Family (old imperial family of Korea))

日本側文書 1914 の 64 頁、右側の頁

| Kind of fund | Amount | Condition at present | Cases | Competent Office |
|-----------------|--------|-------------------------|-------|--------------------------------|
| | | | | Imperial House- hold Office |
| | | | | do. |

3. Fund held in Japan against the Korea National employed in the Japanese Military.

A. Army: As the result of our inquiry to the Army Repatriation Bureau, following are made clear:

Number of person considered

| Person | Number of cases | Amount |
|------------------------------|-----------------|---------|
| Army Repatriation Bureau | 1 | 100,000 |
| Yokohama Repatriation Bureau | 1 | 100,000 |

They are now held in the Army Repatriation Bureau as the accountabilities and the complete list classified to each personnel is attached to item.

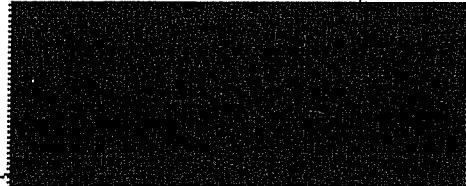
B. Navy: Competent Office: the Navy Repatriation Bureau

| Person | Number of cases | Amount |
|-------------------------------------------|-----------------|---------|
| Navy Repatriation Bureau (Head Office) | 1 | 100,000 |
| Yokohama Repatriation Bureau | 1 | 100,000 |

6.487 3

日本側文書 1914 の 65 頁、左側の頁

| |
|-------------|
| Kuro Repat. |
| Buraku |
| Suzhou |
| Makoto |
| Total |



Remarks:

- (1) Accounts are final as Nov. 8, 1949, and are now deposited at each local Deposit Office.
- (2) Number of case shown times these payment should be made and not a number of person.
- (3) Account includes all salaries, wages and allowances, etc. to be paid.
- A. Fund held against the Korean Nationals conscripted for other services and/or labor.
- B. Fund that is controlled under the authority of the Ministry of Transportation.

| Item | Number of case | Amount |
|----------------|----------------|--------|
| REMARKS | | |

above mentioned amount, that is salaries and allowances of the Korean Nationals conscripted by the Minister of Transportation as a soldier in the war-time, is now being held at the central office as the accused liabilities and the complete list concerned is also attached them.

B. Fund kept in the custody of Attorney General.

| Item | Number of case | Account | Depositor |
|------|----------------|---------|-----------|
| | | | |

C 1083

日本側文書 1914 の 65 頁、右側の頁

Remarks:

- (1) Above mentioned amounts are filed on June 30, 1949 by the Attorney General's Office.
- (2) Above figures include deposits made by the Navy Repatriation Bureau and private employers.
- (3) Number of case shows the number of person.

C. Fund that is controlled under the authority of the Ministry of Labor.

a. We have made inquiry to the Ministry of Labor and following are made clear:

| Item | Number of case | Amount | Remarks |
|------------|----------------|------------|------------|
| [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] |

b. Except the above-mentioned amounts, we have the report that were paid to the person (the League of Korean National) who were not offered the power of attorney by the owner. It's amount are as following

[REDACTED]

c. Paying on the funds referred to in Item 4, C. was already presented from the Ministry of Labor to Mr. Mayer of GPO.

(209)

B、ところがこれと同じ内容が記載されている文書が、やはり国立公文書館つくば分館で公開されている史料「経済協力・韓国 105」②65-0001-12698(以下、「つくば 105」と略す)に収められている。

「つくば 105」ファイル3の80頁。日本側文書1914の64頁と完全に同じ物なので、何も次元が違わない。

A. Followings are made clear on the captioned fund.

| Kind of fund | Amount | Condition at present | Case | Competent Office |
|------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------|
| Ordinary Pension | 1,708.00 | Pensioner's addresses are not clear, so the payment has not been made. Fund has been held at the Competent Office. | 2 | Personnel Secy of the Hyogo Pref. Board. |
| do. | 2,400.00 | do. | 1 | Central Meteorological Observatory Ministry of Transportation. |
| Salary | 304.73 | Held as a cash by the chief of the savings section | 2 | Tokyo Local Savings Bureau Ministry of Postal Service. |
| Allowances | 555.67 | do. | 4 | do. |
| Salary | 532.00 | Held cash by the Forestry administration Secy. | 1 | Forestry administration Service |
| Postal Savings | 58.00 | do. | 1 | do. |

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

- 2 -

| | | | |
|------------------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| Grant of a lump sum of mutual Aid Assoc. | 362.46 | A acquired transfer savings, as remittance has not been made. | 11 Welfare sec. Osaka Local Postal Service Bureau. |
| Total | 5,920.86 | | 22 |

B. Following figures show funds held by the Imperial Household Office against Korean Nationals. The claims should however, be regarded as claims not against Japanese Government, but against Emperor, because the old Imperial Household Department was not a administrative government agency under the old Constitution. (these funds are liabilities against employees of "Ri" imperial family (old imperial family of Korea))

| Kind of fund | Amount | Condition at present | Case | Competent Office |
|--------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------|
| Pension | 4,780.11 | Held by the chief of Accountant Section of the Imperial Household Board, as no request has been made since the termination of the war | 24 | Imperial Household Office |
| Allowance | 3,123.75 | do. | 27 | do. |
| Total | 7,903.86 | | 51 | |

3. Fund held in Japan against the Korean Nationals employed in the Japanese Military.

A. Army: As the result of our inquiry to the Army Repatriation Bureau, following are made clear:

-Fund for persons now in the South Korea. ₩ 7,000,000.00
North Korea ₩ 2,000,000.00
Total ₩ 9,000,000.00

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

- 3 -

Number of person concerned

| | |
|--------------------------------|---------|
| Soldier | 77,000 |
| Civilian in Army employment | 38,000 |
| Total | 115,000 |

They are now held in the Army Repatriation Bureau as the accrued liabilities and the complete list classified in each personnel is attached to item.

B. Navy: Competent Office: the Navy Repatriation Bureau

| Item | Number of Case | Amount |
|-------------------------------------|----------------|-----------------|
| Navy Repat. Bureau (Head Office) | 26,691 | ¥ 39,626,257.31 |
| Yokohama Repat. Bureau | 5,304 | 4,931,820.66 |
| Kure " | 11,039 | 7,300,148.59 |
| Sasebo " | 12,486 | 2,872,893.76 |
| Maizuru " | 303 | 1,570,411.45 |
| Total | 55,823 | 56,301,431.77 |

Remarks:

- (1) Amounts are filed on Nov. 8, 1949, and are now deposited at each local Deposit Office.
- (2) Number of case shows times these payment should be made and not a number of person.
- (3) Amount includes all salaries, wages and allowances, etc. to be paid.

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT
- 4 -

4. Fund held against the Korean Nationals conscripted for other services and/or labor

A. Fund that is controled under the authority of the Ministry of Transportation

| Item | Number of case | Amount |
|------------------------|----------------|-------------|
| Salaries and allowance | 311 men | 417,500 yen |

above mentioned amount, that is salaries and allowances of the Korean Nationals conscripted by the Minister of Transportation as a seaman in the war-time, is now being held at the competent office as the accrued liabilities and the complete list concerned is also attached them.

B. Fund kept in the custody of Attorney General.

| Item | Number of case | Amount | Depositor |
|-------------------------------------------|----------------|-----------------|-----------|
| Cash | 127,161 | £ 60,047,992.43 | 233 |
| Securities not yet delivered to the owner | 2,075 | 940,150.50 | 6 |
| Total | 129,236 | 60,988,142.93 | 239 |

Remarks

- (1) Above mentioned amounts are filed on June 30, 1949 by the Attorney General's Office.
- (2) Above figures includes deposits made by the Navy Repatriation Bureau and private employers.
- (3) Number of case shows the number of person.

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

- 5 -

C. Fund that is controled under the authority of the Ministry of Labor.

a. We have made inquiry to the Ministry of Labor and following are made clear:

| Item | Number of case | Amount | Remarks |
|----------------------------------------------------------|----------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| a. Salaries and allowances | 32,700 men | ₩4,582,401.54 | Deposited at each local attorney General's Office by the employers |
| b. Postal Savings | --- | 9,450,428.03 | Fund referred to in item b--e are in the custody of factory and/or mine master and are supervised by the Ministry of Labor |
| c. Bank Deposits | 300 men | 13,465.49 | |
| d. Financial securities not yet transferred to the owner | --- | 55,448.57 | |
| e. Amounts Payable | --- | 96,741,510.90 | |
| Total | | 110,843,254.53 | |

b. Except the above mentioned amounts, we have the report that were paid to the persons (the League of Korean Nationals) who were not offered the power of attorney by the owner.

It's amounts are as followings

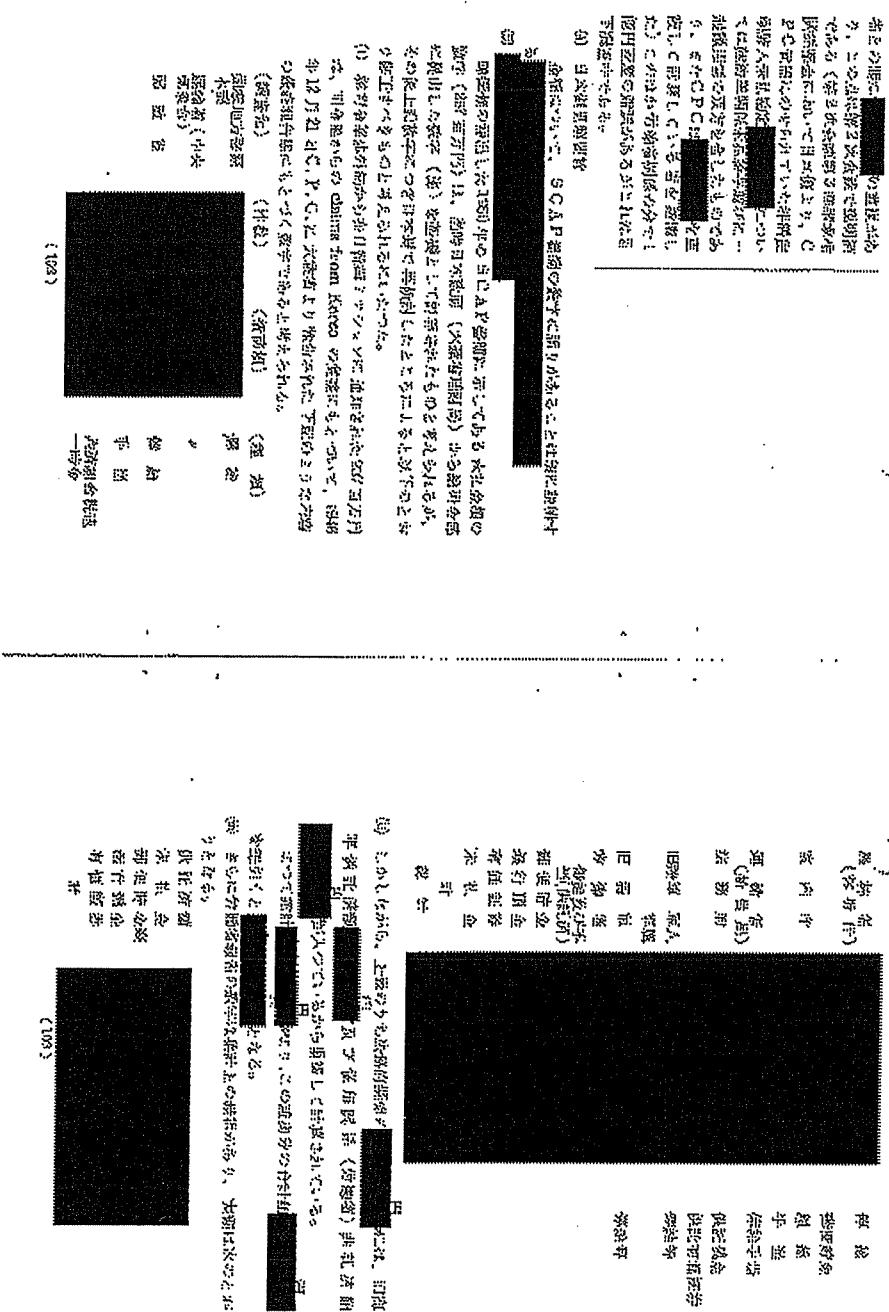
₩ 2,676,216.53

c. Report on the funds referred to in item A, G. was already presented from the Ministry of Labor to Mr. Minister of G.P.O. in accordance with the Memorandum SCAPIN 2030/L AG 269 (17 March 49).

d. The reason why the Japanese employers were unable to pay such large sum of wages to Korean Nationals.

10、国側準備書面(9)59頁(63)日韓会談における韓国の対日請求8項目に関する討議記録(文書1914,乙第376号証,番号257)から②62頁~63頁にかけての不開示部分について、国側は「韓国の対日請求8項目それぞれに関して日本政府部内で検討及び試算した詳細な金額及び支払の受給者となる人数並びにその試算方法が各記載されている」ので不開示にすると主張する。

日本側文書 1914 の 62 頁



日本側文書 1914 の 63 頁

該請求箇句による上記請求（一部既定額を含む）である。
従つて被請求人敗訴する。実審の計は

三分钟读国学

《卷之三》 管轄管治論述

（二）統計上之關係網

三

(4) 以上より、幹部幹部会のとて A T 領導の設立され、幹部幹部会における四国幹部会の企画幹事の基盤とするには不適切なものであり、幹部幹部会の本部が有している下記資料（統計 [REDACTED] の方が合算されたものであると対応される。

しかしこの文書は北東アジア課が 1964 年に出したものであり、63 頁の右上で、「昭和 36 年(1961 年)8 月までの利息を金利幾らで計算した」という記述があるところから、後半は 1949 年 12 月当時 GHQ に提出したもの、そのままではなく、後日書き加えられたところを含むものと考えられる。

A、これと同じ内容が記載されている文書は、日韓両国政府が公開した文書の中には含まれていないが、やはり国立公文書館つくば分館で一般公開されている「つくば 105」の 112、117 頁に同じ物がある。

つくば 105 ファイル 2 の 117 頁

| 大 藏 省 | | | |
|--------------------------------------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 調 查 光 | 件 數 | 債 務 |
| 國 家 財 政 委 員 會 (總 理 部) | 二 | 一 〇 〇 〇 | 一 〇 〇 〇 |
| 郵 政 省 | 一 | 一 〇 〇 〇 | 一 〇 〇 〇 |
| 農 林 省 (總 理 部) | 一 〇 〇 〇 | 一 〇 〇 〇 | 一 〇 〇 〇 |
| 官 內 省 | 一 〇 〇 〇 | 一 〇 〇 〇 | 一 〇 〇 〇 |

| | | | |
|------|----|--------------|--------------|
| 運輸省 | 三一 | 四八〇、三八六 | 八、〇〇三、八六 |
| 法務府 | 三二 | 四一七、〇〇〇、〇〇 | 五、〇〇一、〇六〇、〇〇 |
| 内閣府 | 三三 | 四〇九、一〇九、九三 | 二〇、六一三〇 |
| 田舎町 | 三四 | 四〇〇、〇〇〇、〇〇 | 一〇、〇〇〇、〇〇 |
| 旧海軍 | 三五 | 四一、〇〇、一〇〇、〇〇 | 一、〇〇、〇〇、〇〇 |
| 労働省 | 三六 | 四〇、〇〇、〇〇 | 一、〇〇、〇〇、〇〇 |
| 農林省 | 三七 | 四〇、〇〇、〇〇 | 一、〇〇、〇〇、〇〇 |
| 文部省 | 三八 | 四〇、〇〇、〇〇 | 一、〇〇、〇〇、〇〇 |
| 内閣官房 | 三九 | 四〇、〇〇、〇〇 | 一、〇〇、〇〇、〇〇 |

手書きで少し見づらいので、日本側文書 1914 の 62、63 頁の書式で、今回外務省が墨塗りで不開示にした中身をゴシック体太字で表記して、書いてみた。

「(i) 総司令部渉外局から在日韓国ミッションに通知され 237 百万円は、司令部からの claims from Korea の覚書きにもとづいて、1949 年 12 月 21 日 C.P.C. に大蔵省より報告された下記のような内容の最終報告書にもとづく数字であると考えられる。

| (調査先) | (件数) | (債務額) | (種類) |
|-------------|---------|-----------------------------------------|---------------------------------|
| 国家地方警察本部 | 2 | 1,708 円 | 恩給 |
| 運輸省(中央気象台) | 1 | 2,400 円 | // |
| 郵政省(郵遞部) | 2 | 304.73 円 | 棒給 |
| | 4 | 555.67 円 | 手当 |
| | 11 | 362.46 円 | 共済組合脱退一時金 |
| | 17 | 1,222.86 円 (注: この計の欄は文書 1914 にはない) | |
| 農林省(林野庁) | 1 | 532 円 | 棒給 |
| | 1 | 58 円 | 郵便貯金 |
| | | 590 円 (注: この計の欄も文書 1914 にはない) | |
| 宮内庁 | 24 | 4,780 円 | 恩給 |
| | 27 | 3,123.75 円 | 手当 |
| | | 7,903.86 円 (注: この計の欄も文書 1914 にはない) | |
| 運輸省(船員局) | 311 | 417,500 円 | 棒給手当 |
| 法務府 | 127,161 | 60,047,992.43 円 | 供託現金 |
| | 2,075 | 940,150.50 円 | 供託有価証券 |
| 計 | 129,236 | 60,988,142.93 円 (注: この計の欄も文書 1914 にはない) | |
| 旧陸軍 | 軍人 | 77,000 | |
| | 軍属 | 38,000 | 9,000,000 円 (注: 左軍人・軍属の合計?) 棒給等 |
| 旧海軍 | | 55,823 | 56,301,431.77 円 棒給等 |
| 労働省 | | | 110,843,254.53 円 |
| 棒給及び手当(供託済) | | | 4,582,401 円 03 錢 |
| 郵便貯金 | | | 9,450,428 円 03 錢 |
| 有価証券 | | | 55,448 円 57 錢 |
| 未払金 | | | 96,741,510 円 90 錢 |
| 計 | | | 110,843,254 円 53 錢 |
| 総計 | | | 237,564,153 円 95 錢 |

(ii) しかしながら、上表のうち法務府関係の 60,988,142 円 93 錢には、旧海軍供託済額 56,301,431 円 及び雇用関係(労働省) 供託済額 4,582,401 円 54 錢が入っているから重複して計算されている。

よつて(ママ) 総計 237,564,153 円 95 錢より、この重複分の合計額 60,883,833 円 31 錢を差引くと 176,680,320 円 64 錢となる。(つくば 104、109 頁を参照した)

(iii) さらに労働省報告の数字は集計上の錯誤があり、実額は次のとおりとな

る。

供託済額
未払金
郵便貯金※
有価証券
計

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| . | . | . | . | . | . | . | . |
| . | . | . | . | . | . | . | . |
| . | . | . | . | . | . | . | . |
| . | . | . | . | . | . | . | . |
| . | . | . | . | . | . | . | . |

※ 郵政省調によると 5,511,378 円(一部推定額を含む)である。」
上の四角の中身は判読が困難だが、つくば 105 ファイル 2 の 109 頁に、「労働省報告は次のような錯誤があった。

未払金 92,130,4 千円、郵便貯金 7,156,4 千円、計 99,286,9 円なので、
実際は下記のようになる。

供託済 4,582,4 千円、未払金 4,611,1 千円、郵便貯金 229,4 千円、
銀行預金 13,5 千円、有価証券 55,4 千円、労働省 計 11,555,4 千円

従って(総)計額は 138,271,8 千円となり」とあるが、これが当てはまる
かは不詳である。

また欄外に「上記供託実行は 28(1953 年).4 末現在次の通りである」と
あるところから、この頁は 1949 年 12 月 GHQ に書類を提出した時よりも、
ずっと後に書かれたものであることが判る。

つくば105ファイル2の104頁

三 結びに

以上で紹介した公開されている情報の例に照らせば、外務省の不開示決定がいかに無駄なものであるかは、誰の目にも明らかであると思う。

去る2010年は日韓併合100周年の節目の年として、植民地支配責任に対する謝罪や補償、戦争に対する反省が日本政府に求められ、韓国社会では期待も強かったが、日本政府には大きな動きは見られなかった。ただ、そのような中、日本と韓国の両国の弁護士会が、2010年12月11日、共同宣言を発表したことは注目すべき出来事である。同宣言中、文書公開についても次のような宣言がなされている。

「われわれは、1965年の日韓請求権協定の完全最終解決条項の内容と範囲に関する両国政府の一貫性がない解釈・対応が、被害者らへの正当な権利救済を妨げ、被害者の不信感を助長してきたことを確認する。

このような事態を解消するために、日韓基本条約等の締結過程に関する関係文書を完全に公開して認識を共有し、実現可能な解決案の策定をめざすべきであり、韓国政府と同様に、日本政府も自発的に関係文書を全面的に公開すべきことが重要であるという認識に達した。」

本件のような外交文書に関する外務省の態度を見る限り、日本政府に植民地支配に対する反省はまったく見い出すことができず、世界の平和と民主主義に背を向け、自国の狭小な利益のみに捉われているのは極めて残念である。

具体的な外交利益の検討もすることなく、自分に都合が悪い（と外務省が思う）情報には、すべて「臭いものに蓋をする」ように不開示とする外務省の態度は、韓国及び北朝鮮の国民の間に、日本政府に対する不信感を助長するだけではないだろうか。こうした外務省の対応は、東アジアの平和や韓国との友好関係、北朝鮮との国交樹立にとって、百害あって一利なしであると思う。

日本の未来のためにも、また朝鮮半島や近隣諸国との、そして全世界から尊敬を受けるような発展した日本になるためには、外務省のこれまでの体質を改め、6万頁におよぶ文書の約4分の1もの不開示部分や不開示ファイルをすべて公開し、また本件の開示請求対象文書から意図的に除外していると考えられるその他の重要な外交文書についても速やかに公開するという、全面公開が何よりも肝要である。

日本政府及び韓国政府から日韓会談に関する外交文書がすべて公開されることによって、後世の人々の研究に資することができるようになるとともに、良好な日韓関係を築くための礎になることを強く願うものである。

李 洋秀(イー・ヤンス) 略歴

- 1951年 愛知県豊橋市で地方公務員だった朝鮮人父と日本人母との間に生まれる。
- 1952年 サンフランシスコ条約で父母と共に日本国籍剥奪。
- 1961年 5年生で日本の公立小学校から総連系の民族学校に転校。父母が離婚し、母は元の日本籍に戻ろうとするも復籍はできず、帰化も却下。
- 1969年 民族学校の高校を出て日本の大学に進学。桐朋学園大学音楽科。
- 1974年 山形交響楽団設立に参加、日本楽器(ヤマハ)の専属講師として活動。
- 1982年 民族差別でヤマハを退職。外登証不携帯で逮捕、書類送検されるが不起訴。
- 1984年 千葉で弁護士たちと『千葉県在日朝鮮人の人権を守る会』結成。以降、現在も千葉県弁護士会に登録され接見通訳を務める。
- 1985年 指紋押捺拒否、送検、不起訴。母は外国人登録そのものを拒否。
- 1991年 韓国政府主催の韓国語検定試験1級合格。従軍慰安婦のハルモニや強制連行被害者たちの通訳を務める。
- 1996年 『北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会』に参加、事務局長を務める。
- 1998年 『北朝鮮難民救援基金』を設立、脱北者救援に尽力。
- 1998年 韓国KBSテレビのコーディネーターとして多くの番組制作に関与。「なぜ公開しない?日韓会談文書」は2004年8月に放送。
- 2005年 『日韓会談文書・全面公開を求める会』に参加、現在事務局次長。
- 2006年 季刊誌『戦争責任研究』に「韓国側文書に見る日韓国交正常化交渉」を4回にわたって掲載。
- 2009年 ソウルで開かれた『求める会』と『民族問題研究所』共催の国際シンポジウムで「請求権問題を中心とした両国文書の比較」を発表。

主な訳書に

- 1997年李順玉著『北朝鮮 泣いている女たち』(KKベストセラーズ刊)、
- 2002年韓元彩著『脱北者』(晚聲社刊、李山河のペンネーム使用)、
- 2008年申東赫著『収容所に生れた僕は愛を知らない』(KKベストセラーズ刊)等